

第 1 章 スポーツ推進計画策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 国の取組
- 5 県の取組

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 29 年度（2017 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までを計画期間とする「石巻市スポーツ推進計画」（以下「前計画」という。）を策定し、「スポーツで心と体を健康に～スポーツのまち石巻～」の基本理念を実現させるため、「生涯にわたるスポーツ活動の推進」、「競技力向上に向けたスポーツ活動の推進とスポーツ環境の整備」、「スポーツ活動を支える環境づくりの充実」を 3 つの柱として基本施策を設け、スポーツの推進に取り組んできました。

前計画期間において、スポーツは東日本大震災からの復興の支えとなっており、震災に立ち向かう強い意志を表し、震災で寄せられた支援への感謝と復興状況を全国の皆様に向けて発信することを目的に開催された「いしのまき復興マラソン」や、東日本大震災の復興支援と震災の記憶を未来に残していくことを目的に“応援してたら、応援されてた”のキャッチフレーズで開催された自転車イベントの「ツール・ド・東北」などの各種イベントを全国各地から参加選手を招き開催できたことは、「スポーツのまち石巻」の復活を象徴させ、市民に大きな希望と感動を与えてくれました。

また、本市においては、スポーツに関する事務を市長部局に一元化することで、社会的課題に対応し、まちづくりの観点から事業展開を推進する体制を整えるとともに、2023 年（令和 5 年）3 月に設立した「いしのまきスポーツコミッション」が行うスポーツ合宿や大会・イベント等の運営支援を実施しています。

そのような中、2022 年（令和 4 年）3 月に策定された国の第 3 期スポーツ基本計画や、2023 年（令和 5 年）3 月に策定された第 2 期宮城県スポーツ推進計画を受け、スポーツを取り巻く現状と課題を整理し、これまでの計画の理念を踏まえ、本市の目指すべき姿や目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策の指針とするため、計画を改訂します。

2 計画の位置付け

石巻市スポーツ推進計画（以下「本計画」という。）は、スポーツ基本法に基づく「地方スポーツ推進計画」であり、国のスポーツ基本計画及び宮城県スポーツ推進計画を参考にし、本市の最上位計画である第2次石巻市総合計画との整合を図り、スポーツ行政のビジョンと方向性を示すものです。また、本市の各分野における関連計画との連携を図ります。

図表 1 計画の位置付け



3 計画期間

本計画の計画期間は、2025年度（令和7年度）から2034年度（令和16年度）までの10年間とします。

なお、本計画は、計画の進捗状況、国の政策動向等の変化に応じて、中間点（2029年度（令和11年度））に必要な見直しを実施する予定です。

図表 2 計画期間

2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

第3期スポーツ基本計画

第2期宮城県スポーツ推進計画

第2次石巻市総合計画

石巻市スポーツ推進計画

4 国の取組

令和4年3月に策定された国の第3期スポーツ基本計画では、前計画の基本方針は踏襲しつつ、スポーツの価値を高めるために、新たに3つの視点を追加しています。

- ① 「つくる／はぐくむ」：既存の枠組みや考え方の中に捉われず、見直し・改善し、最も適切・有効な、個々の状況等に応じた方法やルールを考え出したり、創り出す。
- ② 「あつまり、ともに、つながる」：様々な立場にある人々が、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しめる社会の実現を目指す。
- ③ 「誰もがアクセスできる」：年齢や性別、障害、経済的事情等によって、スポーツを諦めたり、途中で理不尽・非合理にはなれないような社会の実現を目指す。

また、今後5年間において総合的かつ計画的に取り組む施策として、以下を挙げています。

- ① 多様な主体におけるスポーツの機会創出
- ② スポーツ界におけるDXの推進
- ③ スポーツによる健康増進
- ④ スポーツによる地方創生、まちづくり
- ⑤ スポーツを通じた共生社会の実現
- ⑥ スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」
- ⑦ スポーツを実施する者の安全・安心の確保 など

図表 3 国の取組



出典：第3期スポーツ基本計画（R4スポーツ庁）

5 県の取組

国が掲げる新たな視点のなかでも“スポーツによりつながる”ことを重要視しています。また、基本方針の表現からも、単にスポーツを振興するのみならず、その結果として健康増進やまちづくりなど、活力ある「みやぎ」を目指しています。

■ 基本理念

スポーツの力でひらくみやぎの未来！

■ 目指す姿

全ての宮城県民があらゆるライフステージにおいてスポーツに親しみ、ともに活動することで、「人と人」、「地域と地域」のつながりを感じ、スポーツの価値を共有しながら夢と希望に満ちた生活を送ることができる活力ある「みやぎ」を目指します。

■ 基本方針

- ・ スポーツによる健康増進
- ・ スポーツによるまちづくり
- ・ スポーツによる共生社会の実現
- ・ スポーツによる感動の創出と誇りの醸成

図表 4 県の取組

第2期宮城県スポーツ推進計画の概要

1 計画の策定にあたって

■ 趣旨

平成25年3月に策定した「宮城県スポーツ推進計画」が今年度満期を迎えることから、これまでの理念を継承し、将来の本県スポーツのあるべき姿や目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにする。「第2期宮城県スポーツ推進計画」を策定するもの。

■ スポーツの価値

スポーツには「する」「みる」「ささえる」ことを通じて「楽しさ」や「喜び」などを得ることができるという「スポーツそのもの」が有する価値と、スポーツを通じ、様々な社会課題の解決などが期待できるという「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」の2つの観点があります。

2 スポーツを取り巻く現状と課題解決に向けて

■ 現状

- 子どもの体力は、中学2年生男子を除き全国水準を下回っている
- 近年、運動部活動において、家庭など少子化に伴う継続可能性や教員の負担軽減などが課題となっており、国の検討会において、中学校等の運動部活動の地域移行の方向性が示され、その在り方が大きく変わろうとしている
- 「メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合」、「子どもの肥満傾向出現率」は全国値を上回っている
- 総合型地域スポーツクラブ未設置市町村がある
- 人口減少や少子高齢化によりスポーツ活動の担い手が不足している
- 県民が障害者スポーツに関わる機会が少ない
- 在留外国人数が増加傾向にある
- 国民体育大会総合成績は、平成23年度以降20位以下と低迷
- スポーツに関わる者全員がコンプライアンスに関する意識を高める必要がある

■ 課題解決に向けて

- 課題1：生涯を通じた健康づくり
あらゆるライフステージにおける、運動習慣の定着と、スポーツによる健康づくり
- 課題2：特色あるまちづくり
地域の資源や特色を生かした、スポーツを通じた地域の活性化の取組
- 課題3：共生社会の実現
多様な主体が年齢、性別、障害の有無、国籍等に関係なくスポーツに参画できる環境づくり
- 課題4：競技力の向上
アスリートの発掘・育成・強化、指導者の育成及び資質向上

3 基本理念・基本方針・施策の展開

■ 基本理念

スポーツの力でひらくみやぎの未来！

■ 目指す姿

全ての県民があらゆるライフステージにおいてスポーツに親しみ、ともに活動することで、「人と人」、「地域と地域」のつながりを感じ、スポーツの価値を共有しながら夢と希望に満ちた生活を送ることができる活力ある「みやぎ」を目指します。

【基本方針1】 スポーツによる健康増進

■ 目標

全ての県民の日常生活にスポーツ習慣が定着し、スポーツの価値を享受しながら、健康で生き生きと生活を送ることができる社会の実現を目指します。

- ・20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率60%（障害者は35%）
- ・小中5年生・中学2年生の体力が全国水準を上回る
- ・「自分は健康である」と感じている人の割合95%
- ・総合型地域スポーツクラブの県内全市町村への設置

■ 施策

- 1 子どものスポーツ機会の創出
- 2 働く世代・子育て世代のスポーツ機会の創出
- 3 高齢者のスポーツ機会の創出
- 4 スポーツを支える環境の整備

【基本方針2】 スポーツによるまちづくり

■ 目標

地域スポーツ活動を通じて、地域経済の活性化及びスポーツ参画人口の拡大を目指す。

- ・県民の地域スポーツ行事・活動への参加割合が50%
- ・総合型地域スポーツクラブの県内全市町村への設置
- ・地域スポーツ活動を気軽に行うことができるような情報発信環境の整備

■ 施策

- 1 スポーツを通じた地域コミュニティの活性化
- 2 スポーツの持つ力を生かした地域の活性化
- 3 スポーツ施設の利用促進によるスポーツ参画人口の拡大

【基本方針3】 スポーツによる共生社会の実現

■ 目標

性別、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、県民一人ひとりがスポーツを通して自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指す。

- ・障害者スポーツを「する」「みる」「ささえる」のいずれかの活動を行ったことがある人の割合が25%
- ・女性の週1回以上のスポーツ実施率50%
- ・スポーツをすることが好きと感じる人の割合が50%

■ 施策

- 1 障害者スポーツの環境整備と普及促進
- 2 女性のスポーツ参画人口の拡大
- 3 多様な主体によるスポーツコミュニティの形成

【基本方針4】 スポーツによる感動の創出と誇りの醸成

■ 目標

県民誰もが、誇りを持ってスポーツに携わります。また、本県ゆかりのアスリートの国内外での活躍により、県民へ感動を与えます。

- ・国民スポーツ大会総合成績10位台への回復
- ・公認スポーツ指導者資格保有者数の増加及び維持
- ・オリンピック・パラリンピック等国際競技大会におけるメダリスト、上位入賞者の輩出

■ 施策

- 1 競技スポーツの推進とアスリートの発掘・育成・強化
- 2 スポーツを支える人材の育成
- 3 東京2020大会のレガシー継承
- 4 クリーンでフェアなスポーツの推進

出典：第2期スポーツ推進計画（R5宮城県）

<コラム：本計画における「スポーツ」の捉え方ともたらす効果>

「スポーツ」の捉え方

スポーツ基本法の前文において、「スポーツは、世界共通の人類の文化」であり、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」とされています。

身体活動は、安静にしている状態より多くのエネルギーを消費する活動全般であることから、ルールに基づいて実施する運動競技だけでなく、健康づくりを目的としたウォーキングや散歩、レクリエーション活動、徒歩や自転車での通勤などの意識的に体を動かすこと全てがスポーツと捉えることができます。

「スポーツ」の価値

スポーツ基本法において、スポーツを通じた「地域社会の再生」「健康で活力に満ちた長寿社会の実現」「国民経済の発展」「国際相互理解の促進」等を進めることで、社会の活性化・課題の解決に寄与することができるとされています。

また、地域のスポーツ活動を通じて社会的孤立の解消につなげるなどの課題解決にも寄与することが可能です。

「スポーツ」がもたらす効果

体力向上や健康増進以外に、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を与えるとされています。

加えて、楽しさや喜びにより人々の生活や心をより豊かにする「Well-being」の考え方にもつながっています。